

防災器材等補助対象品目細部事項

1 情報収集伝達用具

無線機（トランシーバー、無線機）

基準額：60,000 円

- ・無線機は1W5W切り替えタイプまでが対象。
- ・充電器などの付属品（本体購入時に限る）は対象。
- ・中継器は対象外。
- ・個人の免許が必要となる無線機は対象外。
- ・免許及び登録申請にかかる手数料等は対象外。
- ・免許及び登録については下表を参照。

種類	送信出力	登録申請	免許申請
特定小電力トランシーバー	10mW 以下	不要	不要
デジタル簡易無線局	5 W 以下	必要	不要
デジタル・アナログ簡易無線局	5 W	不要	必要

※無線局を開設するにあたり、免許・登録を要する場合は、必ず町内会・自治会として申請してください。

ラジオ（ラジオ、手回しラジオ、ライト付きラジオ）

基準額：12,000 円

- ・乾電池などの常用電源以外の電力でも作動するものが対象。
- ・テレビモニター付きラジオは対象外。

ワイヤレスアンプ（アンプとスピーカーが一体となる可搬式のワイヤレスアンプ）

基準額：180,000 円

- ・乾電池などの常用電源以外の電力でも作動するものが対象。
- ・マイクなどの付属品（本体購入時に限る）は対象。
- ・アンプ1台につき、マイク2本までが対象。
- ・マイク2本を同時に使用する場合に必要な、付属品のチューナーは対象。
- ・予備バッテリーは、本体と同時購入の場合に限り対象。

安否確認用具（黄色いハンカチ、安否通知カードなど）

基準額：設定なし

2 初期消火用具

街頭設置用消火器（粉末消火器、強化液消火器）

基準額：設定なし

【街頭消火器とは・・・】

街頭消火器とは、火災が発生した時の初期消火用具として設置された消火器です。横須賀市では、多くの町内会・自治会が、「自分達の地域は自分達で守る」という考えのもと基準を設け、道路や道路に面した土地に格納箱等を設置し、保管・管理をしています。

- ・災害時に誰でも使用できる場所に設置する消火器が対象。（会館や倉庫内など、施錠された場所に設置するものは対象外。）
- ・消防法に基づく義務設置の消火器は対象外。
- ・家庭に設置する消火器は対象外。
- ・粉末消火器 10 型及び強化液消火器 6ℓより小型の消火器は対象外。
- ・予備として保管する消火器は対象外。

※火災において街頭消火器を使用した場合や、いたずら等により使用不能となった場合は、その都度申請を受け付けますので、ご相談ください。

防災器材等補助対象品目細部事項

※街頭設置用消火器の廃棄処分（粉末消火器、強化液消火器）

基準額：設定なし

- ・消火器の更新に伴う既存消火器の廃棄処分費（リサイクル費）は設置数1本に対し、1本分の処分費が対象。
- ・消火器の廃棄のみは対象外。

街頭設置用消火器薬剤（詰替え）

基準額：設定なし

街頭設置用消火器格納箱（街頭設置用消火器格納箱）

基準額：設定なし

- ・本体設置に伴う工事費用は対象。
- ・支柱や文字シールなどの付属品は対象。（本体購入時に限る。）
- ・格納箱の廃棄・撤去費用は対象外。

とび口

基準額：設定なし

バケツ（消火用バケツ、三角バケツ）

基準額：設定なし

- ・内容量は概ね8リットル以上をいう。

消火栓利用型市民消火隊活動用資機材

①消火栓接続用スタンドパイプ

基準額：設定なし

- ・地下式消火栓に接続し、消防用ホース（直径 40mm）を消防用媒介金具を介して接続できるものとする。

②消防用媒介金具

基準額：設定なし

- ・差込式（町野式）で、消火栓接続用スタンドパイプ（口径 65mm）と消防用ホース（直径 40mm）を接続するもの。
- ・双口接手（二又媒介）は対象外。

③消防用ホース

基準額：設定なし

- （以下の条件をすべて満たすこと）
- ・ホースの規格は 40mm×15m
 - ・耐水圧 0.7Mpa 以上
 - ・1セットにつき8本

④管そう

基準額：設定なし

- ・ノズルの規格は NM40mm

⑤消火栓開閉器具

基準額：設定なし

- ・消火栓の蓋と消火栓のバルブを開閉するための器具。

⑥消防用ホース延長器具

基準額：設定なし

- ・消防用ホース及びその他の器材を保管及び搬送するための器具。

※市民消火隊は、市民消火隊員を育成するための講習を修了し、認定を受けた住民が4名以上で編成するものです。地域の消火栓5基に対し①～⑥の資機材一式で1セットが基準となります。（市民消火隊の詳細については消防局へお問い合わせください。）

防災器材等補助対象品目細部事項

3 救出用具

可搬式ウインチ式（可搬式ウインチ（チルホール））

基準額：110,000 円

- ・一式とは本体、固定・けん引ワイヤー、固定金具。

リヤカー（折りたたみ式、担架積載可能式、台車）

基準額：150,000 円

- ・耐荷重 150kg 以上のものが対象。
- ・担架とのセット商品は担架の基準額を加える。（基準額 23,000 円を加えた 173,000 円）

一輪車（荷物運搬用）

基準額：10,000 円

- ・ノーパンクタイヤ用一輪車は対象。
- ・ノーパンクタイヤのみの交換は対象外。（修繕に関することは対象外。）

つるはし、スコップ（角スコップ、剣スコップ）、大ハンマー

基準額：設定なし

のこぎり

基準額：設定なし

- ・電動式の場合、作動に必要な消費電力が確保できる発電機を備えている場合のみ対象。
- ・バッテリー式は対象外。（駆動時間が短く、災害対応に適さないため。）

はしご（脚立、二連はしご、三連はしご、折りたたみ式はしご、スライダー式はしご）

基準額：27,000 円

- ・避難はしご、縄はしごは対象外。
 - ・全長 3m 以下の小型のはしごは対象外。
- （いずれも高所での作業や救出において使用することを想定しているため。）

鉄線ばさみ、掛矢、なた、パール、おの、てこ棒、ロープ

基準額：設定なし

ジャッキ（油圧ジャッキ）

基準額：58,000 円

- ・許容重荷が爪部 2t、頭部 5t 以下のものに限り対象。
- ・電動式は、作動に必要な消費電力が確保できる発電機を備えている場合のみ対象。
- ・バッテリー式は対象外。（駆動時間が短く、災害対応に適さないため。）
- ・フロアジャッキは対象外。（フロアジャッキの用途は救出ではなく、搬送性に優れていないため。）

エンジンカッター

基準額：160,000 円

- ・電動カッターは、作動に必要な消費電力が確保できる発電機を備えている場合のみ対象。
- ・バッテリー式は対象外。（駆動時間が短く、災害対応に適さないため。）
- ・排気量 75cc を超えるものは対象外。（75cc を超えるものは搬送性に優れていないため。）
- ・新規購入の場合は、替刃も対象。

チェーンソー

基準額：60,000 円

- ・電動チェーンソーは、作動に必要な消費電力が確保できる発電機を備えている場合のみ対象。
- ・排気量 45cc を超えるものは対象外。（45cc を超えるものは搬送性に優れていないため）
- ・バッテリー式は対象外。（駆動時間が短く、災害対応に適さないため。）
- ・新規購入の場合は、替刃も対象。

救助工具セット

基準額：70,000 円

- ・搬送可能なものが対象。（保護用ゴーグル、グローブ等が含まれている場合も対象。）
- ・一般の工具セットは対象外。（おの、パールなどの資機材がセットされているものが対象。）

防災器材等補助対象品目細部事項

4 救護用具

担架（折りたたみ式担架、布製担架、背負い型担架など）

基準額：23,000 円

- ・搬送用担架と認められるものが対象。

コット

基準額：10,000 円

- ・救護用ベッドとして使用可能なものが対象。
- ・屋内用簡易ベッドは対象外。（クッションが付いているなど、重量がかさむものが多く、搬送性に優れていないため、防災という観点からは期待できるものでないため。）

組み立て式テント

基準額：200,000 円

- ・新規購入の場合は、骨組み、屋根幕、横幕、固定用ウェイト、テント搬送用台車（専門品）などの付属品も対象。
- ・テントに限って、骨組み、屋根幕、横幕は個別に購入した場合も対象。（大型テントは耐用年数が長く、単価も高額となるため。）

ポップアップ式テント（居住用、更衣用、トイレ用など）

基準額：100,000 円

- ・新規購入の場合は、固定用ウェイト等の付属品も対象。

毛布（アルミブランケット、寝袋など）

基準額：10,000 円

- ・一般的な毛布のほか、保温を目的としたアルミブランケットや寝袋などが対象。

車いす

基準額：50,000 円

- ・電動（充電）式車いすは対象外。（どのような状況下であっても使用できることが大前提であり、災害時は充電できる環境にあるとは言えないため。）

救急箱

基準額：40,000 円

- ・セットになっているものに限り対象。
- ・救急用品単品は対象外。（補充する単品の救急用品は消耗品扱いとなるため。）

レスキュースライダー（階段避難車）

基準額：230,000 円

- ・専用のスタンドは対象。

5 避難誘導用具

懐中電灯（ヘッドライト、手回しハンドル付き、メガホン機能付・サイレン機能付防犯ライトなど）

基準額：2,500 円

警笛

基準額：設定なし

メガホン（サイレン機能付、ショルダー式など）

基準額：26,000 円

避難誘導灯（避難誘導棒、乾電池式ランタンなど）

基準額：設定なし

- ・ガスや液体燃料を使用するものは対象外。（搬送時に危険を伴うため。）

標旗（のぼり旗、ポール、注水台、プラカードなど）

基準額：設定なし

防災器材等補助対象品目細部事項

6 給食給水用具

調理器具類（釜、やかん、寸胴なべ）

基準額：設定なし

かまど

基準額：300,000 円

- ・薪、固形燃料及びガスバーナー兼用式で煮炊きできるものが対象。
- ・ガスバーナーセット（バーナー＋ごとく）は、プロパンガスで災害時に使用可能なものに限り対象。

固形燃料（薪、木炭、固形燃料（卓上用、缶入りなど）など）

基準額：設定なし

- ・着火剤は対象。

ポリタンク（プラスチック型、ビニール型、折り畳み式など）

基準額：設定なし

組立式水槽

基準額：120,000 円

食器容器類（食器類全般、容器類全般、調理用具など）

基準額：設定なし

- ・使い捨て食器類は対象外。
- ・容器類とはタッパなど、保存用として使用できるもの。
- ・調理用具は木へら、食缶、ボール、おたまなど。

災害用炊飯袋（ビニール炊飯袋、メッシュ炊飯袋など）

基準額：設定なし

コンロ（カセットコンロ、卓上IHコンロ）

基準額：50,000 円

- ・最大発熱量は、カセットコンロ 3.5kw 以上、卓上IHコンロ 1.4kw 以上が対象。
- ・IHコンロは、作動に必要な消費電力が確保できる発電機を備えている場合のみ対象。
- ・カセットボンベは、消耗品のため対象外。

7 器材収納用具

防災倉庫

基準額：400,000 円

- ・防災倉庫として単体の使用用途のみ対象。
- ・床面積 5 ㎡未満のみ対象。
- ・倉庫には「〇〇町内会・自治会防災倉庫」と記入すること。
- ・地震等からの転倒防止を図ること。なお、転倒防止に係る工事費は対象。
- ・転倒防止とは基礎を打つ、またはアンカー等で固定するなどの措置を行うことをいい、固定状況がはっきりと分かる写真の添付が必要。
- ・購入費、運搬費、塗装費及び設置費は対象。
- ・倉庫に付属する棚は新設時のみ対象。
- ・名入れ代は対象。
- ・一度の申請で複数の購入も対象。
- ・既設倉庫の撤去費用は対象外。
- ・経年劣化等での塗装及び修繕等は対象外。
- ・建物の一部（5 ㎡未満）を防災倉庫として使用する場合の工事費等は対象外。

※設置の申請及び維持、管理の条件は、別に定める『防災倉庫の設置に係る補助金申請について』を満たすもの。

防災器材等補助対象品目細部事項

8 感染症対策用具

マスク	基準額：設定なし
フェイスシールド	基準額：設定なし
使い捨て手袋（ビニール手袋、ゴム手袋）	基準額：設定なし
体温計（体温計、非接触型）	基準額：15,000 円
アルコール消毒（ペーパー、スプレー） ・使用期限が2年以上あるものに限り対象。	基準額：10,000 円
シューズカバー	基準額：設定なし

9 その他の用具

防災シート（ブルーシート、ロールマットなど）	基準額：設定なし
簡易トイレ（組立式トイレ、携帯トイレ） ・新規に購入した際、薬剤とセットになっているものは対象。 ・マンホールトイレは対象外。（污水管以外の配管への誤設置防止などの観点から、市側にて設置管理する必要があるため。）	基準額：240,000 円
簡易トイレ取替用付属品（汚物凝固薬剤、汚物処理袋、吸収シート、脱臭剤など） ・携帯トイレの薬剤、汚物処理袋、吸収シートのみも対象。	基準額：50,000 円
カラーコーン（コーンバー、カラーコーン用安全灯、進入禁止テープなど） ・カラーコーン用安全灯は対象。	基準額：設定なし
可搬式発電機（液体燃料式発電機、ガス式発電機） ・液体燃料、エンジンオイル及びカセットボンベは対象外。 ・並列接続運転コードは対象。	基準額：190,000 円
吊り下げ式ウインチ（吊り下げウインチ、ホイスト） ・電源が必要なものは、発電機も整備されている場合のみ対象。 ・最大吊揚荷重 150kg 以下が対象。 ・新規購入の場合は、専用アーム、カバーなどの付属品も対象。	基準額：300,000 円
ポータブル蓄電池 ・バッテリー容量は 500Wh 以上のものが対象。 ・（定格）出力 300W 以上のものが対象。 ・定置型ではなく、移動型（ポータブル）が対象。 ※機器の故障・安全面を考慮し、PSE マークがある製品が望ましい。	基準額：200,000 円
ポータブルソーラーパネル ・（定格）出力 100W 以上のものが対象。 ・定置型ではなく、移動型（ポータブル）が対象。 ・ポータブル蓄電池への接続ケーブルは対象。	基準額：100,000 円

防災器材等補助対象品目細部事項

スマートフォン用充電器

基準額：30,000 円

- ・ 10 台以上同時に充電できるものが対象。
- ・ 充電ケーブルも同時に購入する場合は対象。

燃料タンク（携帯燃料用専用タンク）

基準額：設定なし

投光器（投光器、作業用蛍光灯（ランタン）など）

基準額：設定なし

- ・ 投光器本体購入時に限り、三脚などの付属品も対象。

コードリール

基準額：設定なし

- ・ 延長コードは対象。

エレベーター閉じ込め対策キャビネット

基準額：150,000 円

- ・ キット内に、非常食や飲料水等が含まれる場合は対象。
- ・ 取り付け費用は対象。

ストーブ（石油、カセットガス、電気）

基準額：70,000 円

- ・ 電源が必要なものは、発電機も整備されている場合のみ対象。
- ・ カセットボンベは、消耗品のため対象外。

扇風機

基準額：25,000 円

- ・ 作動に必要な消費電力が確保できる発電機を備えている場合のみ対象。
- ・ バッテリー式のためのタイプは、対象外。（駆動時間が短く、災害時に適さないため。）
- ・ ハンディタイプは対象外。

土のう袋（水のう袋、止水板など）

基準額：設定なし

- ・ 土のうの場合、中身の砂等は対象外。
- ・ 水のうの場合、脱水剤（塩化カルシウム等）は対象外。
- ・ 土のう、水のうとも移動型が対象。
- ・ 止水板は、持ち運びのできる簡易的なものが対象。
- ・ 止水版は、決められた扉やシャッターのみにはめ込んで使用するタイプは、使用場所が限られ、設置も困難になるため対象外。

10 その他のもの

地域防災計画印刷製本費（防災マップ、防災計画製本印刷費）

基準額：1,000 円

- ・ 業者が行う製本印刷費が対象。
- ・ 作成に必要な消耗品は対象外。

防災器材等補助対象品目細部事項

11 防災服（服）

※防災服（服）は、団体名のほかに、必ず「自主防災」の明記が必要です。

防災服（上着、ズボン）

基準額：設定なし

- ・上着、ズボンどちらかでも対象。
- ・ベルトも対象。
- ・半袖、半ズボン等、防災活動に適さないものは対象外。

防寒衣（ジャンパーなど）

基準額：設定なし

雨カッパ

基準額：設定なし

ベスト（ベスト、ビブスなど）

基準額：設定なし

帽子（アポロキャップ、略帽など）

基準額：設定なし

12 防災服（その他の用品）

ヘルメット

基準額：設定なし

腕章

基準額：設定なし

ゴム長靴、安全靴

基準額：設定なし

手袋

基準額：設定なし

- ・革製又は革製と同等のものも対象。

ゴーグル

基準額：設定なし

- ・防護用メガネも対象。

防じんマスク

基準額：設定なし

- ・ディスポタイプのみ対象。

13 非常用備蓄食料

非常用保存食

基準額：設定なし

- ・保存期間が5年以上あるものが対象。

非常用保存水

基準額：設定なし

- ・保存期間が5年以上あるものが対象。